

## IFRIC 解釈指針草案 D3 「契約がリースを含むか否かの判定」に対するコメント

2004 年 3 月 19 日  
企業会計基準委員会(ASBJ)  
専門研究員 荻原 正佳

D3 の提案に対しては、我々は以下の点について懸念を抱いている。

- 本解釈指針案は、実質的にリースの定義自体の見直しとも考えられる内容であり、解釈の問題というよりは、IAS 第 17 号「リース」の改訂によって対応すべき問題である  
と考える。提案されている判断基準が比較的抽象度の高いものであることから、適用  
範囲が予想外に広がって混乱を招くことへの懸念を否定できない。影響を受ける可能  
性のある当事者の範囲が広いものとなりうることを考えると、IFRS の改訂として検討  
する方が、デュー・プロセスとしても適切と考える。
- 第 1 項で示された例示のうち、ネットワークの空き容量に係る権利を購入者へ提供す  
る契約は、第 6 項で示された、契約がリースに該当するか否かの判定規準のうち、(b)  
「購入者が他者による当該物件の利用を排除できること」の要件を満たしているとい  
う前提に立っていると思われるが、この点については意見が分かれるところである。  
また、この例示に係る問題については、想定される実務上の問題を解決する上で、収  
益認識の問題として取り扱う方が適切であると考ええる。

以 上